

# 鹿部町企業版ふるさと納税

## 企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の行う地方創生の取り組みに対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

## 寄附金の使い道

鹿部町では、人口減少対策を重点的に推進していくため策定した「第3期鹿部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に寄附金を活用します。

詳細は「北海道鹿部町 企業版ふるさと納税のご案内（令和8年度版）」をご覧ください。

## 寄附金の要件

- ・1回当たり10万円以上の寄附が対象です。
- ・鹿部町内に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外です。
- ・寄附を行うことの代償として本町から経済的利益を受けることは禁止されています。  
（例：寄附の見返りとして補助金を交付する。 入札や許可で便宜を図る。など）  
税額控除は、実際に寄附を行った日の属する年度に適用されます。

## 寄附金の申し込み

申し込み

・企業 → 町 寄附申込書を提出します。

払い込み案内

・町 → 企業 寄附の払い込み方法をお知らせします。

払い込み

・企業 → 町 寄附金を納付します。なお、寄附金の総額は事業費の範囲内とします。

受領書交付

・町 → 企業 寄附を行った企業に受領書を交付します。

申告

・企業は、受領書を用いて、税務署に地方創生応援税制の適用がある旨を申告します。

## お問い合わせ・提出先

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1

鹿部町役場 企画振興課 企業版ふるさと納税担当

電話 01372-7-5297（直通）

メール：kikaku@town.shikabe.hokkaido.jp

